

実践研修の受講に必要な実務経験（「6ヵ月以上」への短縮）の指定権者への届出について

1 提出書類

- ・（様式第2号）変更届 ※記載方法については、別紙2をご参照ください。
- ・（参考様式9）実践研修受講に係る実務経験の短縮の届出
- ・（参考様式3）該当者の経歴書
- ・（参考様式4）該当者の実務経験証明書 ※基礎研修受講開始日前における実務経験
- ・基礎研修修了証の写し
- ・相談講義部分修了証の写し
- ・資格証の写し ※該当者のみ

2 提出期限

個別支援計画作成業務への配置後（OJT開始後）10日以内

※OJT6ヵ月以上を適用して実践研修を受講する場合は、その旨を事前に長野市に提出する必要があります。

※令和5年9月20日以前に既に要件を満たしていた方に係る届出については、令和5年10月10日（火）

3 留意事項

- ・「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて」に御留意ください。
- ・常勤のサービス管理責任者等に加えて配置された基礎研修修了者がすべて6月以上で実践研修を受けられるわけではないため、Q&A及び告示の改正内容を改めて御確認ください。
- ・いわゆる2人目サービス管理責任者等の配置に係る変更届を既に提出いただいている事業所においても、実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）が「6月以上」を適用しての受講を希望される場合は、本届出書を提出願います。
- ・市へ提出した「実践研修受講に係る実務経験の短縮の届出」の写しを保管しておいてください。
- ・実践研修の実施において、指定研修事業者の照会に応じて本届出の情報を提供する場合があります。
- ・通常のOJT2年間で実践研修を受講する場合は、本届出は不要です。
- ・長野県と届出の方法が異なりますので、ご注意ください。